㈢　特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、特定荷主及び認定管理統括荷主に対する非化石エネルギーへの転換の目標の達成のための中長期的な計画の受理及び非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告等の金融庁長官の権限は財務局長又は財務支局長に委任されることとした。（第三二条第四項関係）

二　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部改正関係

1　定義

㈠　需給構造確立法による改正後のエネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下「改正後高度化法」という。）第二条第二項のその他政令で定めるものは、アンモニアとすることとした。（第三条第一項関係）

㈡　改正後高度化法第二条第二項に規定する原油、石油ガス、可燃性天然ガス又は石炭から製造される燃料であって政令で定めるものから、水素を除くこととした。（第三条第二項関係）

2　他の者から調達する電気の量の要件

改正後高度化法第一〇条の政令で定める要件を、前事業年度における他の者から調達する電気の量が当該前事業年度におけるその供給する電気の量の供給量を二で除して得た量以上とすることとした。（第九条関係）

3　報告及び立入検査

経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者等に対し、エネルギー源の環境適合利用に関する事項に関して報告させることができることとした。（第一二条第一項第二号関係）

三　鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令の一部改正関係

1　特定鉱物

需給構造確立法による改正後の鉱業法（以下「改正後鉱業法」という。）第六条の二の政令で定める鉱物に、希土類金属鉱を追加することとした。（第一項関係）

2　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の行う協力業務

改正後鉱業法第七〇条の三の政令で定める特定鉱物は、特定鉱物のうち、海底又はその下に存在するものとすることとした。（第二項関係）

四　電気事業法施行令の一部改正関係

1　報告の徴収

経済産業大臣は、自家用電気工作物を設置する者に対し、蓄電用の自家用電気工作物における放電又はその放電による電気の供給に関する事項に関し報告又は資料の提出をさせることができることとした。（第四五条第三項第三号関係）

2　権限の委任

発電事業者のうちその事業の用に供する発電等用電気工作物（需給構造確立法による改正後の電気事業法第二条第一項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。）についてその出力の合計が二〇〇万キロワット以下であり、かつ、当該発電等用電気工作物が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるものであるものに関する経済産業大臣の権限は、電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長が行うものとすることとした。（第四六条第三項関係）

五　関係政令の整備関係

需給構造確立法の施行に伴い、関係政令について所要の整備を行うこととした。（第五条～第一九条関係）

六　附則関係

1　三の1に関する経過措置について定めることとした。（附則第二項関係）

2　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令について所要の改正を行うこととした。（附則第三項関係）

七　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第六九号）

（厚生労働省）

一　労働安全衛生法施行令の一部改正関係

1　厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械の追加

防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（ハロゲンガス用又は有機ガス用のものその他厚生労働省令で定めるものに限る。以下同じ。）を、その譲渡、貸与又は設置に際して厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければならない機械に追加することとした。（第一三条第五項関係）

2　型式検定を受けるべき機械の追加

防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を、その製造又は輸入に際して厚生労働大臣の登録を受けた者が行う型式についての検定（以下「型式検定」という。）を受けなければならない機械に追加することとした。（第一四条の二第一四号関係）

二　労働安全衛生法関係手数料令の一部改正関係

1　型式検定の手数料

国が行う防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定の手数料を次のように定めることとした。（別表第三第一四号関係）

㈠　新規検定

(1)　吸収缶のみについて型式検定を受ける場合

防じん機能を有するもの　一件につき一、一八八、八〇〇円

防じん機能を有しないもの　一件につき一、一五四、九〇〇円

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合

防じん機能を有するもの　一件につき一、二二七、五〇〇円

防じん機能を有しないもの　一件につき一、二〇二、二〇〇円

㈡　更新検定　一件につき二二、一〇〇円

2　型式検定の手数料の加算

防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定の申請があった場合において、厚生労働大臣は、当該型式の器具を製造し、及び検査する設備等が厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかを審査するためその職員をして当該設備等の所在地に出張させる必要があると認めたときは、当該検定の申請をした者にその旨を通知するものとし、当該通知を受けた者が納付しなければならない手数料の額は、1の金額に、審査旅費相当額等の合計額として厚生労働大臣が通知した金額を加算した金額とすることとした。（第五条の二第一項関係）

三　施行期日等

1　経過措置

令和六年一〇月一日前に製造され、又は輸入された防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具については、一の1を適用しないものとし、また、一の2の型式検定を受けることを要しないこととした。（附則第二項及び第三項関係）

2　施行期日

この政令は、令和五年一〇月一日から施行することとした。

◇特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第七〇号）（国土交通省）

1　特定損害保険契約の保険金額の下限を、一三億七、〇〇〇万円に改めることとした。（第一条関係）

2　特定賠償義務履行担保契約の担保上限金額の算定の基礎となる金額を、一兆一、七三三億二、九一八万九、〇〇〇円に改めることとした。（第二条関係）

3　特定保険者交付金交付契約の納付金の金額を、二、一〇〇万円に改めることとした。（第三条関係）

4　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（政令第七一号）（厚生労働省）

一　児童福祉法施行令の一部改正関係（第一条関係）

都道府県が処理することとされている事務のうち、児童相談所設置市が処理する事務から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法第三三条の二三の二第二項の規定による情報の提供に関する事務（三において「情報の提供に関する事務」という。）を除くこととした。